

平成 30 年度

薬物乱用防止高校生会議報告書

平成 3 1 年 3 月



東京都福祉保健局

は し が き

東京都では、心身を蝕み、若者の輝く未来を奪い去ってしまう薬物乱用を防止するため、高校生が、薬物乱用を身近な問題としてとらえ、主体的に学習・行動する「薬物乱用防止高校生会議」を平成11年度から実施しています。

この会議は、高校生が薬物の害悪性を理解し、その誘惑を排除する能力を習得するとともに、学習した内容を広く同世代の仲間に発信していくことを目的としています。

平成30年度は、東京都立八王子拓真高等学校、東京都立富士森高等学校の2校から計21名の生徒が参加しました。

生徒たちは、最初に都の担当者から薬物乱用の状況についての説明を受けた後、これからどんなことを学習したらよいか自分たちで話し合いました。その結果、今年度は、警視庁で警察官による講義を受講し、裁判所で薬物事件の公判を傍聴しました。また、「薬物依存症の治療」や「元薬物依存者の経験談」などの講義も受講しました。

そして両校の生徒は学習したその内容を、平成30年11月25日に都民ホールで開催された「平成30年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会」において発表しました。都立富士森高校は、「薬物とは？そして薬物乱用の影響とは？」をテーマに会議で学んだ薬物の害悪性や自らが巻き込まれないための方策をスライドにまとめ発表しました。また、都立八王子拓真高校は会議等を通じ学んだ「薬物の恐怖」をテーマにし、生徒自らが脚本を考え制作した映像作品と劇を発表しました。

両校の発表を観た方々からは、「とても考えさせられた作品だった」「良い取組であり、多くの高校生に学んでほしい」等、賞賛の声が数多く寄せられました。

また、生徒は学習内容を広く情報発信するために、薬物乱用防止啓発用リーフレットの作成にも取り組みました。薬物乱用が高校生の身近な問題であることや誘惑に負けない対処方法等をわかりやすく説明し、「薬物の害悪性を知ってもらい、薬物乱用を防ぎたい」という生徒の熱い思いが込められたものとなりました。リーフレットは、同世代に向けた薬物乱用防止メッセージとして、都内の高校に通う第1学年の生徒に配布します。是非、学校や御家庭で御活用ください。

今年度の「薬物乱用防止高校生会議」の取組をまとめた報告書の発行に当たり、生徒のひたむきな活動を改めて讃えるとともに、今後も薬物乱用防止啓発活動の担い手として、より一層活躍されることを期待します。

終わりに、「薬物乱用防止高校生会議」の実施に際し、御指導、御協力をいただいた東京都立八王子拓真高等学校、東京都立富士森高等学校の先生方、教育庁指導部、警視庁ほか関係者の方々に、深く感謝申し上げます。

平成31年3月

東京都福祉保健局健康安全部長
高橋博則

1 实施概要

実施概要

「平成30年度薬物乱用防止高校生会議実施要領」に基づき、次のとおり実施しました。

1 参加高校

平成30年度は、次の2校の都立高校の協力を得て実施しました。

○東京都立八王子拓真高等学校

○東京都立富士森高等学校

※2校の選出に当たっては、教育庁指導部から推薦を受けました。

2 実施内容

	実施時期	内 容
第1回	6月22日(金曜日)	<ul style="list-style-type: none">参加者自己紹介薬物乱用防止高校生会議の概要説明講義「最近の薬物乱用状況」「薬物事犯取締状況」 (講師：東京都福祉保健局健康安全部薬務課職員)第2回会議における校外学習先等の希望調査
第2回	8月22日(水曜日)	<ul style="list-style-type: none">校外学習 講義「薬物事犯捜査の実際」 (講師：警視庁組織犯罪対策第五課課員)警視庁本部内施設見学東京地方裁判所での公判傍聴(主に薬物事件等)
第3回	9月21日(金曜日)	<ul style="list-style-type: none">参加生徒によるディスカッション薬物乱用防止について活動成果発表について
第4回	10月3日(水曜日)	<ul style="list-style-type: none">講義「薬物依存症の治療及び回復支援について」 (講師：アパリクリニック院長 肥田 明日香 氏)講話「アパリクリニックスタッフによる薬物乱用 経験談」
第5回	11月12日(月曜日)	<ul style="list-style-type: none">活動成果発表進行状況確認 (各校成果発表内容の披露)リーフレット作成についての説明
第6回	11月19日(月曜日)	<ul style="list-style-type: none">活動成果発表内容確認 (各校成果発表のリハーサル)麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会についての説明
成果発表	11月25日(日曜日)	<ul style="list-style-type: none">麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会での活動成果発表 場所：都民ホール(新宿区西新宿二丁目8番1号)
第7回	12月13日(木曜日)	<ul style="list-style-type: none">成果物(リーフレット、報告書)の内容検討

平成30年度 薬物乱用防止高校生会議 実施要領

1 目的

- (1) 高校生自らが薬物乱用を身近な問題としてとらえ、薬物の害悪性を理解するとともに薬物の誘惑を排除できる能力を習得する機会を設ける。
- (2) 参加高校生が学習した内容を広く同世代の仲間に発信していくことによって、より効果的な啓発活動を展開する。
- (3) 学校現場における薬物乱用防止に関する指導手法の構築を図る。

2 参加高校

- (1) 東京都立八王子拓真高等学校
- (2) 東京都立富士森高等学校

3 実施方法

会議の具体的な実施方法については、各校の教員、教育庁指導部指導企画課指導主事及び福祉保健局健康安全部薬務課で協議し決定する。

事業全般を通じた指導は、参加高校の教員が行い、薬務課は、必要に応じて資料の提供、講師による講演会及び校外学習の手配等を行う。

4 会議の内容

(1) 生徒の募集

参加高校から意欲的な生徒20人程度を募集する。

(2) 会議のスケジュール

年7回程度開催する。

ア 第1回

(場所)参加高校会議室・放課後の教室等

(内容)

- ・参加者の顔合わせと自己紹介、スケジュール説明
- ・薬物に関する基礎知識の講義
- ・活動、課題設定

イ 第2回

(場所)各関連施設

(内容)

- ・薬物乱用防止対策の現状認識を深める体験学習等
- ・施設見学
- ・講義聴講

ウ 第3回

(場所)参加高校会議室・放課後の教室等

(内容)

- ・講義聴講
- ・学習した内容から同世代に向けたメッセージの検討
- ・成果の発表方法の検討及び準備

- エ 第4回
(場所)参加高校の会議室・放課後の教室等
(内容)
・成果の発表内容の検討
- オ 第5回
(場所)参加高校の会議室・放課後の教室等
(内容)
・成果発表内容の確認
・リーフレット作成の説明
- カ 第6回
(場所)参加高校の会議室・放課後の教室等
(内容)
・成果発表最終リハーサル等
- キ 第7回
(場所) 参加高校の会議室・放課後の教室等
(内容) リーフレット等の内容検討・原稿準備

なお、進行状況により、会議を追加して実施することができる。

また、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会」等での発表の機会を設ける。

5 成果物の活用

- (1) 学習した内容を同世代に発信していくためのリーフレット等を作成し、都内の高等学校に通う第1学年の生徒に配布する。
なお、作成されたリーフレット等の著作物著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、東京都に帰属する。
- (2) 著作権が東京都に帰属することにより、リーフレット等記載の著作者人格権を行使しない。
- (3) 本高校生会議で作成されたリーフレット等は、都の事業等（薬物乱用防止啓発活動）にも活用する。
- (4) リーフレット等について、他の自治体や薬物乱用防止活動を行う団体等から利用申し込みがあった場合、都の判断により利用を許可する。
- (5) 本事業の取組や活動状況の写真について福祉保健局のホームページに掲載する等し、広く都民に対し効果的に発信する。

6 事務局

教育庁指導部指導企画課	市川 愛美
福祉保健局健康安全部	
薬務課麻薬対策担当	前澤 健志
	藤田 佳織

2 实 施 内 容

薬物乱用防止高校生会議 事前連絡会

日時：平成30年6月5日（火曜日）午後4時～午後5時

場所：都立八王子拓真高等学校 ※生徒参加なし

- 1 参加各校・事務局紹介
- 2 事務局からの事業説明
- 3 会議スケジュール及び事業内容の検討
- 4 成果の活用
- 5 参加生徒の推薦について
- 6 「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いの御案内

第1回 薬物乱用防止高校生会議

日時：平成30年6月22日（金曜日）午後4時～午後5時

場所：都立富士森高等学校

- 1 開催（挨拶）
 - ① 参加者自己紹介
 - ② 薬物乱用防止高校生会議の概要について
 - ③ 活動内容について（成果発表、リーフレット・報告書の作成）
- 2 講演「最近の薬物乱用状況」 講師：藤田 佳織（薬務課麻薬対策担当）
- 3 講演「薬物事犯取締状況」 講師：前澤 健志（薬務課麻薬対策担当）
- 4 今後の進め方について
 - ① 会議で勉強してみたいテーマについて
 - ② 第2回高校生会議の開催について（校外学習先等の希望調査）
 - ③ 11月の成果発表に向けたスケジュール説明
 - ④ その他（質問事項・連絡関係）



第2回 薬物乱用防止高校生会議

日時：平成30年8月22日（水曜日）午前10時～午後4時

場所：警視庁本部庁舎・東京地方裁判所

- 1 警視庁本部にて聴講
 - ① 講演「薬物事犯捜査の実際」 講師：蜂谷 嘉治氏（警視庁組織犯罪対策第五課）
 - ② 質疑応答
- 2 警視庁本部施設見学
- 3 東京地方裁判所公判傍聴（覚せい剤取締法違反被告事件など）



第3回 薬物乱用防止高校生会議

日時：平成30年9月21日（金曜日）午後4時～午後5時

場所：都立八王子拓真高等学校

- 1 開催（挨拶）
 - ・第1回、第2回会議を踏まえての質疑応答
 - ・第4回会議時の外部講師について
- 2 参加生徒によるディスカッション
 - ・薬物乱用防止について
 - ・東京大会活動成果発表について
- 3 連絡
 - 今後のスケジュール等

第4回 薬物乱用防止高校生会議

日時：平成30年10月3日（水曜日）午後3時30分～午後5時30分

場所：都立富士森高等学校

- 1 これまでの会議を踏まえたディスカッション
- 2 講演「薬物依存症の治療及び回復支援について～医師の立場と体験談～」
講師：肥田 明日香 氏（アパリクリニック院長）
 - ① 薬物依存症の特徴
 - ② 薬物を使うようになった要因
 - ③ 薬物依存症の治療と回復支援施設
- 3 講話「アパリクリニックスタッフによる薬物乱用経験談」
 - ① 薬物を使うようになった経緯について
 - ② 薬物依存症が引き起こす妄想や幻覚などの症状の恐ろしさ
 - ③ 薬物依存症との日々の戦いについて
- 4 質疑応答



第5回 薬物乱用防止高校生会議

日時：平成30年11月12日（月曜日）午後4時～午後5時

場所：都立富士森高等学校

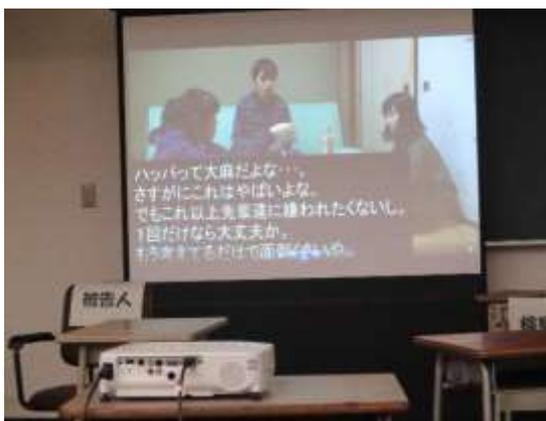
- 1 活動成果発表進行状況確認（各校成果発表内容の披露）
・成果物への意見・質疑
- 2 麻薬・覚醒剤乱用防止東京大会についての説明
- 3 リーフレット作成についての説明

第6回 薬物乱用防止高校生会議

日時：平成30年11月19日（月曜日）午後4時～午後5時

場所：都立八王子拓真高等学校

- 1 活動成果発表内容確認（各校成果発表のリハーサル）
- 2 麻薬・覚醒剤乱用防止東京大会についての説明



平成30年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会（活動成果発表）

日時：平成30年11月25日（日曜日）午前9時30分～午後4時

場所：都民ホール（新宿区西新宿二丁目8番1号）

- 1 会場内確認・リハーサル
- 2 活動成果発表
- 3 大会宣言



第7回 薬物乱用防止高校生会議

日時：平成30年12月13日（木曜日）午後4時～午後5時

場所：都立八王子拓真高等学校

- 1 成果物（リーフレット）作成に関するスケジュール説明、注意事項
- 2 成果物作成検討
・リーフレットの案及び役割分担の検討
- 3 参加生徒による感想発表
今年度の高校生会議を終えて

3 成 果 発 表

薬物乱用防止高校生会議成果発表

平成30年11月25日（日曜日）、都民ホールにおいて開催された「平成30年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会」におきまして活動成果発表を行いました。

最初に、都立富士森高校が会議を通じ学んだ「薬物乱用の知識」「薬物の誘惑に惑わされないための行動」をテーマにした作品を、スライド形式にして発表しました。

次に都立八王子拓真高校が、校外学習で実際に傍聴した薬物事件の公判傍聴を通じて感じた「薬物の恐ろしさ」をテーマにし、自らで脚本を考え制作した映像作品及び劇を発表しました。

両校の作品とも、高校生らしい感覚や自らの言葉により違法薬物の恐ろしさや断り方を表現することで、会場の参加者のみなならず同世代に向けて薬物乱用防止の強いメッセージを発信しました。

以下、活動成果発表の資料を掲載いたします。



I 東京都立富士森高等学校

活動成果発表資料

(発表資料台本)

今年度の活動内容・目的

- ・ 違法薬物についての基礎知識の習得
- ・ 警視庁薬物捜査員の講義、薬物事件の裁判傍聴
- ・ 薬物依存症治療の医師及び元薬物依存者の講義
- ・ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会での成果発表
- ・ 薬物乱用防止リーフレットの作成

以上の活動を通じて・・・



- ・ **薬物の害悪性を理解するとともに薬物の誘惑を排除できる能力を習得する**
- ・ **学習した内容を広く同世代の仲間に発信する**

1

生徒 A : 私たち都立富士森高校のメンバーは、

- ・ 薬物の害悪性を理解するとともに薬物の誘惑を排除できる能力を習得すること
- ・ 学習した内容を広く同世代の仲間に発信すること

を目的に、半年間都立八王子拓真高校の皆さんと会議や学習を重ねてきました。

会議では、

- ・ 違法薬物についての基礎知識の習得
- ・ 警視庁薬物捜査員の講義、薬物事件の裁判傍聴
- ・ 薬物依存症治療を行う医師や元薬物依存者の講義

などを通じ学んできました。その成果を今日の東京大会で発表したいと思います。

①薬物の誘惑・影響とは・・・

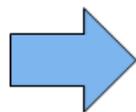
薬物の怖さを知る！

2

生徒 A : まず、薬物の誘惑やその影響についてです

薬物乱用とは・・・

- 遊びや快感を求めるため、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ・麻薬などの**違法薬物**を使うこと
- 処方された**医薬品**を決められた量、目的**以外**で使うこと



たとえ、1回だけだとしても
薬物乱用
となってしまう

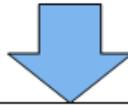
3

生徒 A : まず薬物乱用とはなんのでしょうか？

生徒 B : 薬物乱用とは、遊びや快感を求めるため、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ・麻薬などの違法薬物を使うこと。それから、処方された医薬品を決められた量や目的以外で使うことも含まれます。たとえば、それが1回だけの使用でも薬物乱用となってしまいます。

薬物乱用の影響・結果は・・・

- 自身の脳や身体を壊してしまう
- 家族や人間関係が崩壊してしまう



描いていた自分や家族の**人生・夢**が実現困難になってしまう



それに加えて・・・

- 薬物の影響により他の犯罪を引き起こす
- 薬物の購入資金が犯罪組織の資金源になる⁴

生徒 A : 次に薬物乱用の影響・結果です。

生徒 B : 薬物乱用により

- 自身の脳や身体を壊してしまう
- 家族や人間関係が崩壊してしまう

など私たちの人生・夢が実現困難になってしまいます。

生徒 B : それに加え薬物の影響により他の犯罪を引き起こしたり薬物の購入資金が犯罪組織の資金源になることも、会議を通じて学びました。

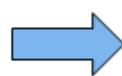
薬物の特徴である再犯者率は・・・

- 再犯者率が高い
覚醒剤の場合、再犯者率はなんと

約 65.7%

(出典・平成29年警察庁統計)

なぜ再犯者率が高いのか



高い依存性がある。だからやめようと思ってもやめられない

5

生徒 A : 薬物の再犯者率についての説明です。

生徒 B : 薬物には、高い依存性がありますが、なかでも、覚醒剤の再犯者率は、なんと約65.7%にもなります。一度でも乱用してしまうと、高い依存性によりやめようと思ってもやめられなくなってしまうのです。

乱用されている代表的薬物（1）

大麻

〔俗称〕 ハッパ、マリファナ、クサ、ガンジャ、野菜、チョコ、ハシユシユなど



乾燥大麻

関東福祉厚生局麻薬取締部提供

- 酩酊感や情緒不安定など
脳に様々な不具合を生じさせる。
- 記憶や学習能力が低下し、
社会生活に適応できなくなることもある。

6

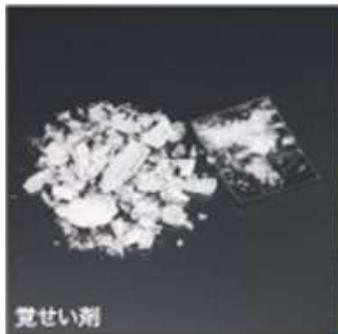
生徒A : 次に乱用される代表的薬物についてです。まず、大麻。

生徒C : 特徴として、使用すると酩酊感(めいていかん)や情緒不安定など、脳に様々な不具合を生じさせます。影響として、記憶や学習能力が低下し、社会生活に適応できなくなることもあります。

乱用されている代表的薬物（2）

覚醒剤

〔俗称〕 スピード、シャブ、アイス、エス、やせ薬 など



覚せい剤

関東福祉厚生局麻薬取締部提供

- 神経を興奮させ、眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えたような感じになる。
- 効果が切れると、激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われる。
- 依存性が強く、幻覚や妄想が現れる事がある。

7

生徒A : 次に、覚醒剤。

生徒C : 特徴として、神経を興奮させ、眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えたような感じになります。しかし、効果が切れると、激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われます。また、依存性が強く、幻覚や妄想が現れる事があります。

乱用されている代表的薬物（3）

コカイン [俗称] コーク、ホワイト、クラック、チャーリー、スノウ など



コカイン

関東福祉厚生局麻薬取締部提供

- 陶酔感、多幸福感をもたらすが、**強い依存性**がある。
- 慢性使用するとコカイン精神病といった、**幻覚妄想状態**に陥いる。

8

生徒 A : コカイン。

生徒 C : 陶酔感、多幸福感をもたらします。しかし、強い依存性があり、慢性使用するとコカイン精神病といった幻覚妄想状態に陥ってしまいます。

乱用されている代表的薬物（4）

MDMA [俗称] エクスタシー、バツ など



関東福祉厚生局麻薬取締部提供

- 一時的に陶酔感や幻覚作用をもたらす。
- **強い依存性**があり、**身体的・精神的に様々な障害**をもたらす。

9

生徒 A : MDMA。

生徒 C : 一見するとまるでラムネ菓子のようにも見えます。使用すると、一時的に陶酔感を得られたり、幻覚作用もあります。しかし、強い精神依存性があり、様々な障害を引き起こします。

乱用されている代表的薬物（5）

ヘロイン [俗称] スマック、チャイナホワイト、ジャンクなど



- 強い鎮痛作用がある。
- 精神的・身体的依存が生じやすく、かつ極めて強い依存性がある。

10

生徒A : ヘロイン。

生徒C : 強い鎮痛作用がある反面、精神依存、身体依存が生じやすく、その依存性が極めて強いです。

乱用されている代表的薬物（6）

危険ドラッグ



- 「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」と呼ばれ、ハーブ、お香、アロマオイル、バスソルトなどに見せかけているが、覚醒剤や大麻と同じような成分が含まれている。
- 覚醒剤や大麻より危険な場合もある。

11

生徒A : 危険ドラッグ。

生徒C : 「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」などとも呼ばれ、ハーブ、お香、アロマオイル、バスソルトなどに見せかけているが、覚醒剤や大麻と同じような成分が含まれていることがあります。含まれている成分や濃度が不明だったりすることで、覚醒剤や大麻より危険な場合もあります。

② 薬物乱用による事件

自分には関係ない・・・と言えますか？

12

生徒A : 次に、私たちと同じ年代の生徒による違法薬物の事件事例です。

薬物乱用に関する最近の事件（1）

高校三年生男子が**大麻所持**

- ・平成30年2月1日
- ・大阪府内のコンビニ前で、学生服姿の少年らを警察官が発見、うち一人の所持品から大麻とガラスパイプを発見。その後逮捕された。
- ・「中学や高校の同級生から買った」「きっかけは一緒にいた同級生から誘われた」と供述

13

生徒D : これは、大阪府内の高校三年生男子生徒が、大麻を所持していた事件です。この高校生は「同級生から買った」「始めたきっかけは同級生から誘われたこと」と話しています。この事件から、同級生や友人など身近な存在からも違法薬物へ誘惑される可能性があることがわかります。

薬物乱用に関する最近の事件（2）

中学三年生男子が**大麻所持**

- ・平成30年10月4日
- ・京都府内の中学三年の男子生徒を大麻草を所持していたとして現行犯逮捕。
「持っていたのは大麻に間違いない」と供述。
- ・生徒の通う中学校から「様子がおかしい」と連絡があり、警察署内で事情を聴き発覚。

14

生徒D : 次は、同じく大麻を持っていた事件ですが、持っていたのは私達よりも年下である中学三年生の男子生徒でした。生徒の様子がおかしいことに先生が気づき、発覚しました。薬物事犯の中でも、特に大麻は若者や学生への拡がりが目立ちます。

薬物乱用に関する最近の事件（3）

高校二年女子が**覚醒剤使用**

- ・平成30年6月15日
茨城県内の高校二年女子が覚醒剤を使用し逮捕。
- ・**家族に付き添われ**、警察署で「覚醒剤を使用した」と話し尿検査で陽性反応が出た。
- ・「知人の少年から入手した」「好奇心からやった」と供述した。

15

生徒D : 次は、高校二年生女子生徒が覚醒剤を使用して逮捕されたという事件です。家族に付き添われ、警察署に行き、そこで発覚しました。このように、薬物事件は自分自身だけの問題ではなく、家族を巻き込み悲しませることとなります。

大麻・覚醒剤の20歳未満の検挙人数

(平成29年警察庁統計)

区分		年別		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
		覚醒剤	大麻				
20歳未満	覚醒剤	92	119	136	91		
	大麻	80	144	210	297		
高校生	覚醒剤	11	14	18	8		
	大麻	18	24	32	53		
中学生	覚醒剤	2	1	7	0		
	大麻	3	3	2	2		

単位(人)

中学生・高校生も多く検挙されている。 16

生徒A : 大麻・覚醒剤の20歳未満の検挙人数です。

生徒E : 毎年、多くの中高生が大麻や覚醒剤で検挙されています。特に、大麻での検挙人数は近年大幅に増えているのがわかります。

大麻乱用者の実態調査結果

(平成29年10・11月警察庁実施)

- ・大麻を初めて使用した年齢
→20歳未満が36.4%、20歳代が39.4%。
- ・大麻を初めて使用した経緯・動機
→「誘われて」が63.7%が「自分から求めて」の22.6%を上回った。
- ・大麻に対する危険(有害)性の認識
「あり」は30.8%で、覚醒剤に対する危険(有害)性の認識の72.7%と比較して明らかに低い。
大麻には依存性があり、乱用すると記憶障害を引き起こしたり精神病を発症したりするおそれがあることが確認されている。

17

生徒A : 警察庁で、大麻乱用者の実態調査をした結果があります。

生徒E : まず、大麻を初めて使った年齢は、20歳代までが約75%にもなります。また、大麻に対する有害性の認識ですが、大麻を有害だと思っている人は覚醒剤を危険だと思っている人と比べて明らかに低いことがわかります。このことから、特に若い人達の間で大麻の危険性を軽視している人が多いことがわかります。



生徒E : 違法薬物は、誰しものが簡単に溺れてしまう可能性があります。一度使うと立ち直るのは、困難なのです。

③ 薬物の誘惑に負けない。

高校生会議を通じ、得たもの。
それは「NO」と言える自分！

19

生徒A : 最後に、薬物の誘惑に負けないために、高校生会議を通じて得たものをみなさんに伝えます。

・東京地方裁判所での薬物事件を中心にした裁判の傍聴を行ってみて

- ・証人が被告の母親だったのだが、息子の罪を悔やみ育て方が悪かったのかと話していて、心が痛くなった
- ・証人として来ていた被告人の母親を見ると、とてもいたたまれない気持ちになった」
- ・懲役1年6か月は必要と思う。大麻での友人や関係者から縁を切るために」
- ・大麻などの薬物がストレスのはけ口になっていた。はけ口が薬物にならないように別の方法を見つける。

20

生徒A : 校外学習で行った裁判所で、裁判傍聴を通じて私達を感じたことです。

生徒E : 「証人が被告の母親だったのだが、息子の罪を悔やみ育て方が悪かったのかと話していて、心が痛くなった」

「証人として来ていた被告人の母親を見ると、とてもいたたまれない気持ちになった」

「被告人が普通の人に見え、覚醒剤をやっているように見えなかった。なので身近な人でもやっている人がいるかもしれないと怖くなった」

「懲役1年6か月は必要と思う。大麻での友人や関係者から縁を切るために」

「大麻などの薬物がストレスのはけ口になっていた。はけ口が薬物にならないように別の方法を見つける。」などです。

・警視庁での薬物捜査員による講義を受けて

- ・薬物は思ったよりずっと身近にあり、心の弱さ・ストレスに付け込んでくる。
- ・薬物によって夢を叶えるのが困難になったり、周囲の人が離れていってしまう。
- ・「大切に思われる人である」ために薬物を使用しない。
- ・相手の立場にたち、薬物を使ってしまった人の気持ちを考える。
- ・今回の講義を家族や友達、周りの人にしっかり伝えなければならないと思った。

21

- 生徒A : また、同じ校外学習の日、警視庁での薬物捜査員の講義から学んだことです。
- 生徒E : 薬物は思ったよりずっと身近にあり、心の弱さ・ストレスに付け込んでくる。
- ・薬物によって夢を叶えるのが困難になったり、周囲の人が離れていってしまう
 - ・「大切に思われる人である」ために薬物を使用しない。
 - ・相手の立場にたち、薬物を使ってしまった人の気持ちを考える。
 - ・今回の講義を家族や友達、周りの人にしっかり伝えなければならないと思ったなどです。

高校生会議（講演）で学んだ事（10/4実施）

・アパリクリニック肥田院長及びダルク職員からの講義を受けて

肥田院長から「依存症について」

- ・気分を変える作用のある物質には依存性がある（違法薬物、タバコ等）。いずれゲートウェイドラッグからエスカレートする。
- ・依存症は「なおらない」もの。しかし薬物を辞め続けることで「回復」していくもの。
- ・一人でやめるのは難しく回復しない。だから「自助グループ（NA）・ダルク」などがある。

22

生徒A : それから、薬物依存症の治療施設であるアパリクリニックの肥田先生や元乱用者で今はダルク職員の方から「依存症について」という講義を受け、そこで学んだことです。

生徒F : 肥田先生からは、気分を変える作用のある物質には依存性がある（違法薬物やタバコ、アルコールなど）
いずれゲートウェイドラッグからエスカレートする。依存症は「なおらない」もの。しかし薬物をやめ続けることで「回復」していく一人でやめるのは難しく回復しない。だから「自助グループ（NA）やダルク」などがある。



（都立富士森高校成果発表の様子）

・アパクリニック肥田院長及びダルク職員からの講義を受けて

ダルク職員（元薬物乱用者）

- ・使い続けるうちに薬物で頭が一杯になってしまい、他の犯罪に手を染めてしまった。
- ・依存症は治療しつづけ、回復する。ただし完治・治癒はしない。
- ・今やめ続けていられるのは、一緒に寄り添った仲間がいるから。

23

生徒F : ダルクの職員からは、使い続けるうちに薬物で頭が一杯になってしまい、他の犯罪に手を染めてしまった。依存症は治療しつづければ、回復する。ただし完治・治癒はしない。今やめ続けていられるのは、一緒に寄り添った仲間がいるから。などのことを学びました。

私達が学び伝えたいこと

薬物の誘惑に惑わされないためにどう行動するかということ。

- ・どんな甘い誘い文句をかけられても
- ・友達に勧められて断りづらくても
- ・日常生活に刺激が欲しくとも

一度薬物を使ってしまうことで全てを失ってしまいます。

24

生徒A : 私たちが学び伝えたいこと。

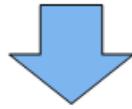
生徒B : それは、どんな甘い誘い文句をかけられても

生徒C : 友達に勧められて断りづらくとも

生徒D : 日常生活に刺激が欲しくとも、一度薬物を使ってしまうことで、すべてを失ってしまうということです。

私達の対処法

・もし違法薬物を誘われたら



- ・やらないというアピールや意思を表す
- ・その場から立ち去る、離れる

なにより、勇気を持って、行動すること！

25

生徒A : 私たちがもし違法薬物を誘われた時の対処法。

生徒E : もし、違法薬物を誘われたらやらないというアピールや意思を表す。

生徒F : そしてすぐにその場から立ち去る、離れる。

生徒G : なによりも、勇気を持って行動することです。

どうか周りに流されず

「薬物乱用、ダメ・ゼッタイ」

を心に掲げてください。

御清聴ありがとうございました。

26

生徒A : どうか周りに流されず

全員 : 「薬物乱用、ダメ・ゼッタイ」

生徒A : を心に掲げてください。以上です、ありがとうございました。

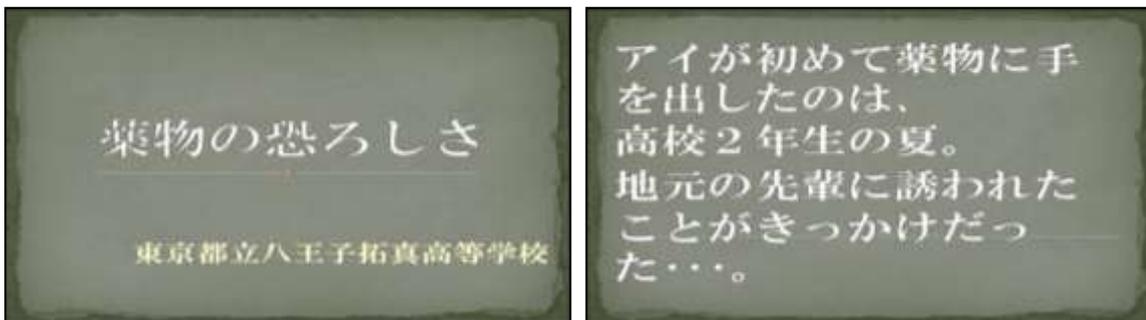
(完)

Ⅱ 東京都立八王子拓真高等学校

活動成果発表資料

(発表資料台本)

1 映像編



ナレーション 「私が初めて薬物に手を出したのは、高校2年生の夏。地元の先輩に誘われたことがきっかけだった。」



○ 先輩の家にて、先輩二人とアイ合わせて三人で集まり話している

アイ 「あー、先生も親もうざいし、高校の奴らといっても楽しくない。この頃面倒なことばかりでまじムリ。」

先輩 A 「そんな学校だるいなら、辞めちゃえば。学校あるとアルバイトの時間もとれないし自由に遊べないし。」

先輩 B 「それな。なんかストレス溜まってるせいか、最近アイつまらなくなってきたくない？」

アイ 「そんな冷たいこと言わないでくださいよ。先輩達といる時間が一番好きなんです。」

先輩 A 「あ、そういえばこの前アイいなかったよね？超いいストレス発散法あるよ。」

アイ 「え？何ですか？タバコとかじゃないですよ？」

先輩 B 「そんなわけないじゃん。もっといいもの～。でもアイには早いかな？高校生だしね？」

先輩 A 「あー、たしかに。さすがに教えたらまずいかもね。」

アイ 「そんなこと言われたら余計気になるじゃないですか。教えてください。めっちゃ興味あります。」

○ 先輩Aバッグから何かを取り出しアイに渡す

先輩A 「はっば…。これ私のけど、特別に今日は使ってもいいよ。」



アイ 【アイの心の声】

(…葉っぱって大麻だよな…。さすがにこれはヤバイよな。でもこれ以上先輩達に嫌われたくないし…。1回だけなら大丈夫か、もう考えてるだけで面倒くさいや。)

「あ、はい。いいんですか？」

先輩B 「えー、大丈夫？アイ変なところ真面目だからなー。」

アイ 「大丈夫ですって。もう何もかもどうでもいいって感じなんで今。」

先輩A 「いいねいいね。はい、じゃあこれあげる。」

アイ 「ありがとうございます。」

こうして、夜遊びが増えたことで、アイは高校にまともに行けなくなり、3年生の途中で退学してしまっ

1度体験してしまうとやめられず、大麻にはまってしまったアイは、大麻を買うお金欲しさに、夜の仕事を始めることになった。

ナレーション 「こうして、夜遊びが増えたことで、アイは高校にまともに行けなくなり、3年生の途中で退学してしまっ。一度体験してしまうとやめられず、大麻にはまってしまったアイは、大麻を買うお金欲しさに、夜の仕事を始めることになった。」



○ 飲食店内にて、仲間Aとアイ二人で話している

仲間 A「そういえばアイってさ、葉っぱ使ってるんでしょ？うちのお客さんで、シャブ売ってる人いるらしいよ？」

アイ 「へえーそうなんだ。シャブかあ。」

仲間 A「なに？こっちは興味ない感じ？」

アイ 「いや、そんなことはないけど。なんかさすがに怖いかなって。」

仲間 A「いやいや変わらないでしょ別に。」

こうしてアイは、売人から覚せい剤を購入し、使うようになった。

裁判が終わり、一人暮らしをしていたアイは、母がいる実家に戻り、週5日のアルバイトをして暮らしていた。しかし…

ナレーション「こうしてアイは売人から覚せい剤を購入し使うようになった。だが、ある時警察官から職務質問を受け、持っていた覚せい剤が見つかり現行犯逮捕された。20歳の冬だった。裁判が終わり、一人暮らしをしていたアイは母がいる実家に戻り、週5日アルバイトをして暮らしていた。」



○ 仕事場にて、バイト仲間とアイが二人でだるそうに話をしている

バイト仲間「お疲れさまー。」

アイ 「お疲れさまー。あーあ。今日も店長うざかったなー。体調悪いんだから計算まちがったこと少しは大目にみてほしんだけど。」

バイト仲間 「あれは田中さんかわいそうだなーと思ってみてた。タイミング悪かったよね。」

アイ 「ですよね。もうこの頃私ばかり怒られている気がする。もう辞めちゃおっかな。なんかこの頃バイトばかりで楽しいこと全然ないし…。」



○ アイの家にて、携帯が鳴る

アイ 「もしもし。」

仲間 A 「もしもし！アイ？超久しぶりー！」

アイ 「久しぶりだね、元気してた？どうしたの？」

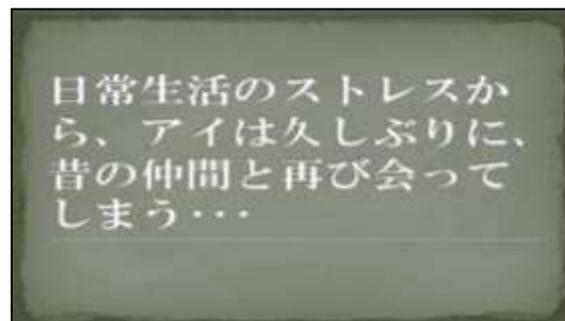
仲間 A 「今偶然前の職場にいた子に会ってさ、久々にみんなで集まろうって話になったんだけど、アイいないと盛り上がらないからさ！電話しちゃった！もちろん来てくれるよね？」

アイ 「……あ、う、うん。」

仲間 A 「まじ？お母さんと住んでるんでしょ？なんとか誤魔化しておいでよね。」

アイ 「うん、大丈夫だと思う。この頃いい子にしてるし。」

仲間 A 「よかったー。それじゃあとで連絡するね。」



○ 飲食店にて、仲間ABとアイ三人で話している

仲間 A 「ねえアイさ、昼間の仕事にしたんだっけ？順調？」

アイ 「うーん、まあまあかな。みんなはまだあそこで働いてるの？」

仲間 B 「そうだよ、こっちはそんな変わらないよ。うざいこともあれば、楽しいこともあるし。」

アイ 「なんか懐かしいなー。やっぱりみんなといたほうが性に合うわ。」

仲間 B 「でしょ？戻ってきなよー。無理していいことあんの？」

仲間 A 「そういえばこの頃あれは？我慢してるからじゃない？しんみりしちゃってさ。ご無沙汰なの？」

アイ 「やめたよ、もうさすがに懲りた。使わないって決めたんだ。」

仲間 B 「じゃあ最近出回ってるやつ知らないんだ！？あれ最高に効くのにね。」

アイ 「え？何それ……」

アイは使わないと決めていた覚せい剤に、再び手をそめてしまった。それからは、何かにつけて覚せい剤を使い、その頻度はどんどん増し、生活は荒れていった。

ある日、アイの様子を見て、「おかしい。」と感じた母親が、警察に通報し、再び逮捕された。

ナレーション 「アイは使わないと決めていた覚せい剤に再び手を染めてしまった。それからは、何かにつけて覚せい剤を使い、その回数は増えどんどん生活は荒れていった。ある日、アイの様子を見ておかしいと感じた母親が警察に通報し、再び逮捕された。」

そして
裁判当日

2 舞台編

高校生 A 「今日は、高校生会議の校外学習だね、午前は警視庁で講義を聞いて、午後は裁判所で裁判傍聴だっけ？」

高校生 B 「裁判かー、見たことないな。どんな雰囲気なんだろう。」

高校生 A 「薬物事件の裁判を傍聴するってことだったよね。薬物については講義を受けて分かったけど、そもそも、なんで薬物なんかに出してしまうんだろう。だってさ、いいことないじゃん。お金もかかるし、身体にだって悪いってわかってるのにさー」

高校生 B 「うーん、ストレスとかなんじゃない。」

高校生 A 「そうだね。それに一度使ってしまうとやめようと思ってもなかなかやめられないっていうけど、本当なのかな？」

高校生 B 「どうなのかなー。でもそういうことをきちんと知るためにも、ちゃんと裁判の内容を聞いてみよう。」



- 高校生A、Bが登場、傍聴人席に座り照明が明転し、アイ（被告人）の裁判が開廷する
- 裁判官 「それでは、これから被告人に対する覚せい剤取締法違反被告事件について審理します。検察官は起訴状を朗読してください」
- 検察官 「公訴事実。被告人は、平成30年9月16日午前1時頃、八王子市台町3-25-1自宅内において、覚醒剤を所持していたものです。この事実について審理願います」
- 裁判官 「まずはじめに、あなたは覚醒剤を持っていたということで逮捕されましたが、そのことに間違いありませんか」
- アイ 「はい、間違いありません」
- 裁判官 「弁護人の意見はどうですか？」
- 弁護人 「被告人の言った通り、間違いありません」
- 裁判官 「検察官、冒頭陳述をお願いします」
- 検察官 「被告人は、今から六年前、平成24年の8月に知り合いに勧められ、大麻を初めて使用しました。その後、高校を退学し、飲食店勤務をしていたところ職場の同僚や客に勧められ、覚醒剤を使い始めました。平成27年12月に覚醒剤事件で逮捕、裁判で懲役一年六か月、執行猶予三年の判決を受けました。釈放後、アルバイトをしながら実家で生活していましたが、自宅での様子がおかしいと感じた母親からの通報により、本年9月16日、覚醒剤を所持・使用したことで逮捕され現在に至ります」
- 裁判官 「弁護人はこのことに関して何かありますか？」
- 弁護人 「特にありません」
- 裁判官 「では、被告人質問にうつります。検察官どうぞ」
- 検察官 「あなたはなにがきっかけで初めに薬物を使ってしまったのですか」
- アイ 「最初は先輩から誘われ一度だけと思い使いました。でもどんどんはまってしまい自分の意志で使うようになってしまいました」
- 検察官 「薬物をやるとどうなってしまうのですか」
- アイ 「使うと悩みが無くなったり気分がすっきりする感じがしました。でもそれは一時的で、効果が切れると気分が重くなり体がすごくだるくなります。」
- 検察官 「終わります」
- 裁判官 「では、弁護人どうぞ」
- 弁護人 「あなたは薬物をやることは悪いと思っているのですか」
- アイ 「はい、思っています」
- 弁護人 「ではなぜ、やめられなかったのですか」



アイ 「やめようと思いました。でも、自分の意志ではやめられませんでした。何をしても常に薬物のことを考えてしまっている自分がいるのです。やめようと思ってもすぐに薬物に手を出してしまったのです」

検察官「わかりました。終わります」

裁判官「では、被告の母親から、証人として話を聞きます。では、検察官からどうぞ。」

○ 証人である母親が証言台に立つ

検察官「あなたは、薬物を使っていた娘を見てどう感じましたか」

母親 「最初の逮捕できちんと反省し、心を改めたと信じていたので、とてもショックでした。私一人ではどうすることもできないと思い、娘のことを思って、警察に通報しました。」

検察官「わかりました。ありがとうございます。終わります。」

裁判官「弁護士どうぞ。」

弁護士「あなたは、これからどのように娘さんと向き合っていきますか」



母親 「薬物の誘惑に一人で立ち向かうのはとても困難と聞きました。なので仕事も辞め、全力で娘が薬物から立ち直れるよう二人で頑張っていきたいと思います。」

弁護士「終わります」

裁判官「それでは求刑に入ります。検察官からどうぞ」

検察官「被告人は再犯であり、今後また薬物使用を繰り返す可能性が高い。薬物と手を切るため懲役6年を求刑します」

裁判官「被告人は前に出てください。これで審理を終わりますが、最後に何か述べておきたい事がありますか」

○ 再びアイが証言台に立つ

アイ 「薬物に手を出しても、自分の意志でやめることができ、家族や友達には迷惑をかけないと考えていました。しかし、その考えは甘かったのを知りました。一度でも薬物に手を出したことを今とても後悔しています。今度こそきちんと治療を受けて薬物依存から回復したいと思います」

裁判長「これで審理を終えます。判決は11月26日午後1時30分、この法廷において行います。本日は、これで閉廷します」

○ 高校生A、Bがステージ中央に移動し、宣言する

高校生A「違法薬物はいくら自分に強い意志や自信があっても、1度でも使用すると、止められなくなるって聞いていたけど、本当だったんだ」。

高校生B「私たちは薬物で自分や周りの人を悲しませたくない。人生をダメにしたくない。」

高校生A「そのためには、まずは薬物と関わらない、そして誘われても断る勇気を持つことが大事だね。」

高校生B「嫌なことや悩みがあった時は、友達や家族や信頼できる大人に話をきいてもらおうね。」

高校生AB「誘惑に負けないで。想像しよう、自分の未来。」(AB一緒に唱和)

○ 出演者整列、観客に対し礼をして終了



(完)